

# 第4回定例会 議決した案件

- 条例案…14件 ●予算案…8件 ●承認案…1件 ●諮問…4件
- その他…7件 ●議員提出議案…1件 ●請願…1件
- (●全会一致可決…29件 ●賛成多数可決…5件 ●否決…2件)



○西条駅北口広場

西条駅南北の連絡性が向上し、利便性の向上が期待される。

## Pick Up

〈議案第175号〉

### 西条駅北口広場が変わります

(駅前広場交通施設管理条例の一部を改正)

東広島市の玄関口である西条駅の南側と北側を結ぶ自由通路の新設とあわせて、北口広場を新たに整備し、駅南北の連絡性の向上と、バス乗降場やタクシー待機場を整備し交通結節点としての機能強化及び駅のバリアフリー化を図るものです。

こんな質疑がありました

Q バス乗降場の1区画の面積はどの程度あるのか。

A 長さは約10メートル、幅が約3メートルで、大型バスが駐車できるだけのスペースは確保している。

Q タクシー待機場を複数のタクシー業者が共有する場合は、使用料の負担や利用の割り当てなどはどのようにするのか。

A 市としては、タクシー会社全社に案内して、駅前広場の待機場の利用を希望されるタクシー会社間で協会をつくらせていただき、その協会で使用料の割り当てや待機順というものを決めていただいている。市への利用申請についても、その協会から申請していただいております。今回の西条駅北口広場についても、同様に行いたいと考えています。

Select.1

人権擁護委員の候補者を決定

〈諮問第155・156・157・158号〉

東広島市の人権擁護委員のうち、4人の任期が平成27年3月31日をもって満了するため、後任の委員の候補者について、法務大臣に推薦することを決定しました。

◎人権擁護委員とは？

- ① 主な役割：人権相談を受けたり、人権の考えを広める活動をしている民間ボランティア（無報酬）です。法務大臣から委嘱され、積極的な人権擁護活動を行っています。
- ② 任期：3年
- ③ 人数：28人（東広島市）

◎人権擁護委員の候補者

氏名	
ほり 隆史 氏 (志和町)	たかふみ
まつばら 博子 氏 (西条町)	ひろこ
くぼた 恒治 氏 (志和町)	つねじ
ひや 澄子 氏 (安芸津町)	すみこ

人権擁護委員

議会に候補者の推薦について意見を求め、適任であることが認められた場合に、市長が推薦します。

Select.2

東広島圏域新市建設計画の変更

〈議案第159号〉

東日本大震災により被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律が施行され、合併特例債を借り入れることができる期間が延長されたことに伴い、東広島圏域新市建設計画の一部を変更し、計画期間を5年延長し、平成31年度までのおおむね15力年へ変更することを決定しました。

◎変更の概要

①変更内容

項目	変更内容
計画期間の延長	平成31年度までに延長（5年間の延長）
財政計画の変更	平成17年度から平成31年度までの財政計画を策定

②合併特例債の財政計画（単位：百万円）

年度	H27	H28	H29	H30	H31
歳入（合併特例債）	5,223	672	693	716	865
歳出（合併特例事業）	10,116	3,293	705	1,108	1,985



新市建設計画

平成17年の合併の際に作られた計画。合併後の新市建設の基本方針と具体的な施策の方向を定めたものです。

Select.3

〈議案第163号〉

# 福富多目的グラウンドの 指定管理者を決定

福富多目的グラウンドの指定管理者を公募した結果、(株)陸地コンサルタント（西条大坪町）と地元NPO法人の2者から応募があり、入札により指定管理者が(株)陸地コンサルタント（西条大坪町）に決定しました。

**意見を付して可決!!**

公募による指定管理者制度の選考過程において、施設の種別によっては、地域振興等に資するという点について、新たに評価項目として加えることを、今後、検討する必要がある。

◎指定期間

平成27年4月1日から  
平成30年3月31日まで



## 福富多目的 グラウンド

ソフトボール男子規格5面、軟式野球社会人正規規格1面、サッカー大人用2面が確保できる規模

Select.4

〈議案第164号〉

# 河内町入野のスポーツ施設の 指定管理者を決定

河内スポーツアリーナ・入野区民グラウンドの指定管理者を公募した結果、入野自治組織たかぢろ 箕の郷（河内町入野）1者から応募があり、指定管理者に決定しました。

◎指定期間

平成27年2月1日から  
平成30年3月31日まで

◎施設概要

- ①河内スポーツアリーナ  
バレー（2面）、バドミントン（4面）、フットサル（1面）  
のいずれかで利用可能

②入野区民グラウンド

多目的広場（施設の広さ…た  
て約52m、よこ約71m）  
※夜間照明設備なし



## 河内スポーツ アリーナ

入野区民グラウンドと  
同一敷地内に整備され  
たスポーツ施設

Select.5

〈議案第166号〉

# いじめ問題調査委員会 設置条例を制定

いじめ防止対策推進法が平成25年9月28日に施行されたことに伴い設置する、東広島市いじめ問題調査委員会の組織及びその運営に関する必要な事項を定めようとするものです。

## ◎条例の主な内容

- ① 所掌事務：調査委員会は、いじめ防止対策推進法に規定する重大事態について、事実関係の調査を行い、その結果を教育委員会に報告する。
- ② 組織：次の者のうちから、6人以内をもって組織する。
  - (ア) 弁護士
  - (イ) 医師
  - (ウ) 学識経験者
  - (エ) 心理又は福祉の専門家
  - (オ) その他教育委員会が適当であると認める者
- ③ 任期：2年

## ◎調査を行う重大事態とは？

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- ② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。



Select.6

〈議案第171号〉

# 乳幼児等医療費の受給資格審査 における出生期間の見直し

乳幼児等医療費の受給資格の審査について、6月1日に出生した者については、「前年の所得による審査」から、「前々年の所得による審査」に改めるものです。

## ◎主な改正の内容

前々年の所得により審査を行う受給資格者に係る乳幼児等の範囲を次のように改めるものです。

現 行	改 正
1月1日から5月31日までの間に出生した者	1月1日から6月1日までの間に出生した者

●施行期日：公布の日から

## ◎改正の理由

県の福祉医療費公費負担事業費補助金交付要綱の一部が改正され、助成対象者の受給資格審査における、乳幼児等の出生期間について、見直しがなされたため、本市の当該事業にかかる条例を、県の改正内容に沿って改正します。



マタニティマーク

Select.7

〈議案第172号〉

いきいきこどもクラブの  
実施時間を午後7時までに変更

放課後児童健全育成事業（こどもクラブ事業）の実施時間に午後7時までの区分を追加するとともに、利用料の区分の追加を行うものです。

◎利用時間・利用料（平成27年4月1日から）

区 分	時 間	利用料
月曜日から金曜日まで	午後6時まで	月額 3,000円
	午後7時まで	月額 3,700円
月曜日から土曜日まで	午後6時まで	月額 4,500円
	午後7時まで	月額 5,400円



いきいきこども  
クラブ

今回の変更により利用時間が延長され、来年度以降は利用対象児童も順次拡大される。

Select.8

〈議案第179号〉

東広島市立もみじ小学校・  
もみじ中学校を設置

広島県立広島学園に入所している児童に義務教育を行うことを目的として、当該学園の敷地内に小学校及び中学校を新たに設置するため、その名称及び位置を定めるものです。

◎施設の概要

- 名称の由来…①県内全域の子どもたちを対象としていること
- ②もみじは色づいて変わり、人々の心に溶け込んでいくすばらしいイメージ③広島学園からの要望の中で、かたいイメージよりも少しやわらかいというところで、平仮名となりました。

- 維持管理方法…施設の維持管理は県が負担し、継続して学校運営するための必要経費は市が負担します。

- 学校規模…①小学校1学級 中学校3学級②教職員数は15名程度



県立広島学園

家庭や学校などで適応困難な18歳未満の児童が入園し、規則正しい集団生活を通して、自立できるように支援することを目的としています。

# 本会議の討論

**●議員提出議案第11号**  
(議員定数を28名に削減)

**反対** 宮川誠子議員

議会には、一事不再議という不文律があり、皆で決めた事に従うのは議会人の常識だ。定数については、数カ月前にこの議場で結論が出ている。議決の重

みを自ら軽んじるこの提案そのものが大義がないと考え、反対する。

**●議員提出議案第11号**  
(議員定数を28名に削減)

**賛成** 下村昭治議員

今後、予想される負担増という市民の痛みを考えると、まず

**●議員提出議案第11号**  
(議員定数を28名に削減)

**反対** 谷 晴美議員

我々が率先し、身を切る改革を断行し、切磋琢磨することが議員としてのあるべき姿ではないか。議員定数を一層削減し、みずから進んで厳しい選択をすることが、市民との信頼関係を深める契機になるものと確信し、本案に対する賛成討論とする。

**●議員提出議案第11号**  
(議員定数を28名に削減)

**反対** 高橋典弘議員

議員定数のさらなる削減は、民主主義の根幹を、議員みずから崩すことになる。身を切る改革であれば、政党助成金や議員の海外視察などを改めるべきで、議員定数の削減は民意を削ることにもなるので、反対する。

一事不再議について、法的に

## 議案の審査経過

表決が分かれた案件の表決結果

会派名	議員名	議案番号▶						
		議員提出議案第11号	議案第168号	議案第169号	議案第180号	議案第163号	議案第166号	請願第6号
新風21	奥谷 求	×	○	○	○	○	○	×
	宮川 誠子	×	○	○	○	○	○	×
	高橋 典弘	×	○	○	○	○	○	×
	寺尾 孝治	議	議	議	議	議	議	議
	上田 廣	×	○	○	○	○	○	×
	中曾 義孝	×	○	○	○	○	○	×
	杉井 弘文	×	○	○	○	○	○	×
合志会	乗越 耕司	欠	○	○	○	○	○	×
	新開 邦彦	○	○	○	○	○	○	×
	家森 建昭	○	○	○	○	○	○	×
	中平 好昭	○	○	○	○	○	○	×
	池田 隆興	○	○	○	○	○	○	×
	梶谷 信洋	○	○	○	○	○	○	×
威信会	麻生 豊	×	○	○	○	○	○	×
	杉原 邦男	×	○	○	○	○	○	×
	大江 弘康	×	○	○	○	○	○	×
	山下 守	×	○	○	○	○	○	×
	牧尾 良二	×	○	○	○	○	○	×
	渡邊 國彦	欠	○	○	○	○	○	×
市民クラブ	西本 博之	×	○	○	○	○	○	×
	石原 賢治	×	○	○	○	○	○	×
	赤木 達男	×	○	○	○	○	○	×
公明党	加根 佳基	×	○	○	○	○	○	×
	竹川 秀明	×	○	○	○	○	○	×
五月会	小川 宏子	×	○	○	○	○	○	×
	平岡 毅	○	○	○	○	○	○	×
	坂本 一彦	○	○	○	○	○	○	×
東広島いろは会	下村 昭治	○	○	○	○	○	○	×
	重光 秋治	×	○	○	○	○	○	×
日本共産党	早志 美男	×	○	○	○	○	○	×
	谷 晴美	×	×	×	×	×	×	○
市民フォーラム	鈴木 利宏	×	○	○	○	○	○	×

※「議」は議長、「○」は賛成、「×」は反対、「欠」は欠席、「除」は除斥になります。

は許されるが、その大義は、著しい社会環境の変化が伴うものであって、全く変化を求めていないものに一事不再議が通用することになると、議会運営、議決の重みはどうなるのか。通るまで出し続けることが行われれば、市議会の資質の問題を問われる。したがって、議会運営上の問題も含めて反対する。

**●議案第168・169号（特別職 教育長等の給与の改定）**

**反対** 谷 晴美議員

非正規雇用が増え、実質賃金は下がり、不景気で市民生活はさらに苦しくなっている。

人事院勧告に準拠するのは公務員のみで、政治にかかわる市長、教育長、議員の期末手当は下げるべきで、市民には理解しがたいものと判断し反対する。

**●議案第163号（福富多目的グラウンドの指定管理）**

**反対** 谷 晴美議員

指定管理者が、包括外部監査

報告書でも全国で問題を指摘されており、入札など、公平・公正の問題が必ずつきまとうと言われている。また、利益を上げようとするれば自主事業が増え、その分一般開放が少なくなり、市立の施設であるにもかかわらず市民にしわ寄せがいくことが考えられる。こういったことから、直営で運営することが一番いい方法であり反対する。

**●議案第163号（福富多目的グラウンドの指定管理）**

**賛成** 宮川誠子議員

公募を行い、応募のあった2者から選考されており、また、自主事業を展開することの提案に対し、施設の有効活用が図られると判断されたことについて評価する。ただし、審査の過程の中で、採点基準に地域振興の視点が入っていないということが判明した。地元の人材や組織を育て、地域経済を活性化させる視点を持って、業者選考を考える必要があるというふうに考

え審査基準を変更すべきということを付議した上で賛成する。

**●議案第166号（いじめ問題調査委員会設置条例）**

**反対** 谷 晴美議員

いじめ問題調査委員会の構成数について、6人以内をもって構成するという点について異議を唱える。多様な意見を調査に反映すべきであり、大津市の自殺調査の究明の委員会を教訓に本市も学び、せめて10人以上にして、民主的な運営ができるようにすべきだと考え反対する。

**●請願第6号（消費税増税の中止を求める意見書提出を求める請願）**

**賛成** 谷 晴美議員

共同通信の世論調査では、消費税10%への引き上げは、反対が57.5%であった。消費税は低所得者層に負担が重くなる逆進性がある制度であり、消費税増税に頼らない税制改正に向け、抜本的な見直しが喫緊の課題であ

ると考える。

消費税10%への引き上げは、中小業者のなりわいをあきらめさせ、廃業を押しつけることにもなり、税収は下がり続けることになるかと確信し、賛成する。

**●請願第6号**

**（消費税増税の中止を求める意見書提出を求める請願）**

**反対** 宮川誠子議員

消費税増税に関しては、私自身も反対の立場である。しかし、この請願は議会から意見書を出す趣旨で、意見書とは、議会の意思をあらわすもので、全会一致、あるいはおおむね一致をもって提出されるのが本来の姿である。しかし、請願という形で提出されれば、多数決で決めざるを得ない。可決されたとしても、1票差というようなことがあり得るわけで、意見書を提出するという趣旨の請願を出すこと自体がいがなものかというところを申し上げ、反対する。

# 委員会審査概要

## 総務委員会

### ●議案第159号

#### (新市建設計画の変更)

**Q** 新市建設計画の変更にあたって、合併特例法に規定している財政支援制度は全て見込んでいるのか。

**A** 全て見込んでいます。

**Q** 交付税の激変緩和措置や一本算定については、どう見込んでいるのか。

**A** 国において支所に係る一部算定見直しがあり、その他も含め一定の見直しが進められている。その中ではつきりしたものは見込んで計画している。

### ●議案第180号 (平成26年度補正予算)

**Q** 消防署庁舎管理事業について、竹原市及び大崎上島町において、仮眠室等の設備の現状はどうか。

**A** 女性職員を隔日勤務させるに当たって必要となる、仮眠室の個室化などの整備については、現在は東広島消防署のみに完備されている状況であり、今後建て替え時期を捉えるなどして対策を検討していきたい。



東広島消防署 仮眠室

**Q** 40億円の基金について、合併特例法適用の期限が過ぎた後にはどのような運用になるのか。

**A** この度計上した基金については、その運用益を新市建設計画に掲げられたソフト事業の財源とすることを目的としている。合併特例法適用の期限が切れた後も、基金の運用益を引き続き地域振興の目的に沿ったソフト事業に活用していく。

## 文教厚生委員会

### ●議案第166号 (いじめ問題調査委員会設置条例の制定)

**Q** 調査委員会の設置条例にあわせ、首長による再調査の条例もつくっている自治体もあるが、教育委員会は市長部局と連携をとっているのか。

**A** 市長部局と緊密な連携をとっている。

### ●議案第186号 (介護保険特別会計補正予算)

**Q** 認知症サポート事業について、どのような委託事業の内容になっているのか。

**A** 広島中央地域の認知症疾患医療センターの中に初期集中支援チームを設置し家庭訪問等により支援していく。



オレンジリング  
(認知症サポーターの目印)



市民経済委員会

●議案第174号(道の駅湖畔の里福  
富設置及び管理条例一部改正)

Q 占用使用料を大幅に減額する理由は何か。

A 算定の基礎となっている道路占用料について、民間における地価水準や賃料水準の下落、固定資産税評価額の減額改定、自治体の人口規模に応じて設定されている所在地区分の見直しにより、大幅に減額されることが主な理由である。



道の駅 湖畔の里福

建設委員会

●議案第162号(西条駅北第2自  
転車駐車場等の指定管理)

Q 西条駅北第2自転車駐車場、西条駅北駐車場及び西条栄町駐車場の管理について、指定管理者の募集に対する応募状況はどうだったのか。

A 応募は、1者であった。

●議案第175号(駅前広場交通施設  
管理条例の一部改正)

Q 西条駅前北口広場を新たに設置するとともに、当該駅前広場の使用料を定めるに当たって、バス乗降場の一区画の面積はどの程度か。

A 大型バスが駐車できる広さを確保している。

Q タクシー待機場を、各タクシー業者が共用する

場合、この使用料はどのようになるのか。

A 市内の他の駅前広場で、市内の他の駅前広場で構成される団体がとりまとめて市に申請されている。西条駅前北口広場についても、同様になるものと考えている。

●議案第176号(道路占用料徴収  
条例の一部改正)

Q 道路占用料の種別の中に広告塔というものがあるが、実際に適用されている例はあるのか。

A 道路占用料のうち、広告塔の種別が適用されている例はない。

Q 電柱の区分で道路占用料の額が異なるのは、どのような理由からか。

A 国が定めた占用料の中に区分があり、これに準拠したものである。

●議案第177号  
(都市公園条例の一部改正)

Q 都市公園内に業者が自動販売機を設置する場合、契約期間はどのようにしているのか。

A 1年単位で契約を交わしており、必要に応じて更新している。

Q 占用料の区分に上空、地上、地下とあるが、具体的にはどのようなものが該当するのか。

A 上空にはトランスのよ  
うな変電設備が、地下には地下に設ける変圧器などが考えられる。